

長野市外郭団体見直し指針（基本的事項）

1 外郭団体設立の経緯

(1) 行政の補完機能

住民ニーズの多様化に対応して、行政が提供するサービスを補完し、住民に密着したきめ細かな公的サービスを提供する主体として設立されてきた。

(2) 行政の代替機能

行政が関わるべき業務の拡大に対応して、行政組織の肥大化を抑制するため、アウトソーシング（業務の外部委託）の受け皿として設立されてきた。

2 見直しの必要性

(1) 他の事業者との競争

従来、市から専属的に請け負ってきた業務が、介護保険事業や指定管理者制度の創設により、他の事業者との競争条件下に置かれるようになった。

公的なサービスを提供する民間企業や非営利法人（NPO など）が増加し、アウトソーシングの受け皿が多様化している。

(2) 外郭団体の自立した経営

市から専属的に請け負ってきた業務が競争条件下に置かれることに伴い、外郭団体自らが存在意義と経営目標を明確にして、自立した経営を目指す必要がある。

外郭団体が果たしている行政の補完機能や代替機能を再検証した上で、市が行っている財政支援や職員の派遣を見直す必要がある。

3 見直しの対象とする外郭団体

見直しの対象とする外郭団体は、次の基準に該当する12団体とする。

市の出資又は出捐比率が25%以上の団体（地方自治法に基づく監査対象法人） 8団体
市の政策と密接な関係を有し、市が財政支援や職員の派遣を行っている団体 4団体

区分	出資又は出捐比率が25%以上の団体		密接な関係を有する団体 （出資、出捐はない）
	50%以上	25%以上50%未満	
公益法人	(社)長野市開発公社 (財)ながの観光コンベンションビューロー (財)長野市保健医療公社 (財)長野市体育協会	(財)長野市勤労者共済会	(社)長野シルバー人材センター
特別法人	長野市土地開発公社	長野森林組合	(社福)長野市社会事業協会 (社福)長野市社会福祉協議会 (社福)長野若槻園
商法法人	(株)エムウェーブ		

4 見直しの手順（工程表参照）

(1) 市の方針の明示

市は、外郭団体の出資者として監督的立場にあることや、外郭団体の業務が市の政策と密接な関係を有することから、外郭団体見直しに関する市としての基本的な方針を明確にする。

外郭団体に対する財政支援や職員派遣等の市の関与のあり方（別紙）や見直し手順等について、「外郭団体見直し指針（基本的事項）」として定め、関係する団体へ提示する。

外郭団体に関係する個々の委託事業や補助事業、その他外郭団体への財政支出について、行政評価（事務事業評価）に基づき、必要性や妥当性について検証するとともに、事業そのものの存続や将来の見通しについて明らかにする。

外郭団体に対する職員派遣等の人的支援について、市の定員適正化計画（H22.4.1 までに 140 人、4.8%削減）を踏まえて、個別の団体ごとに見直しを行う。

市は、外郭団体のうち重点的な見直しが必要な団体を選定し、当該団体に対し、「外郭団体見直し指針（各団体個別事項）」を提示する。

(2) 外郭団体（重点見直し団体）における中・長期的な経営方針の検討

選定された重点見直し団体は、市の関係部局の支援の下に、社会経済状況の変化や市の見直し指針を踏まえた中・長期的な経営方針を検討する。

検討作業においては、外郭団体の業務範囲の見直しや自主財源確保などの経営基盤強化策の検討のほか、組織の統廃合や法人形態のあり方などにも踏み込んだ見直しを行う。

当該外郭団体は、平成 18 年度末を目途に中間取りまとめを行い、市はこれを受けて、市民へ公表する。

選定された団体以外の外郭団体は、自主的な経営改善に取り組む。

(3) 改革実施プラン及び経営計画の作成

市の担当部局は、市民の意見を踏まえ、重点見直し団体に関する具体的な改革実施プランを作成する。

当該外郭団体は、市民（利用者）の意見を踏まえ、中・長期的な経営計画を作成する。

平成 19 年 8 月を目途にそれぞれ改革実施プラン及び経営計画を取りまとめ、市は、それらを合わせて市民へ公表する。

市は、改革実施プランに掲げた事項について、行政改革大綱・実施計画に掲載し、着実に実行する。

(別紙)

長野市外郭団体に対する市の関与のあり方

(1) 公の施設の指定管理者

公の施設の指定管理者は、条例の規定^(注1)に基づき、公募によって選定することとし、外郭団体は、平等な競争条件の下でよりよい提案を行った場合にのみ指定管理者に選定される。

公募を行わないことについて合理的な理由がある場合^(注2)において、外郭団体は、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると判断された場合にのみ指定管理者に選定される。

外郭団体が指定管理者として運営している施設のうち、当該外郭団体に施設を譲渡することで、柔軟かつ機動的な経営が行われ、サービスの向上と収益の改善が図られるとともに、譲渡後も確実に運営が継続されると見込まれるものについては、施設の譲渡を行い、民営化を促進する。

(2) 外郭団体に対する市の財政支援

外郭団体が実施する事業のうち当該団体以外にも担い手があるものは、平等な競争条件の下で事業を実施すべきものであり、特別な財政支援は行わない。

外郭団体が実施する事業に対して特別な財政支援を行う場合は、市の行政評価及び外郭団体見直し指針(各団体個別事項)において、その必要性及び妥当性を明らかにする。この場合において、財政支援の対象となる事業とその他の収益的な事業等との経理を明確にするよう指導する。

(3) 市長による外郭団体の代表の職の兼職及び市からの職員の派遣

外郭団体は、市とは別個の独立した法人であり、市長は、地方自治法に基づき、50%以上出資している法人に対する予算執行調査権及び25%以上出資している法人に対する監査要求権を有し、監督的立場にあることから、外郭団体の代表の職を兼ねないこととする(助役についても同様とする。)

現に市長又は助役が外郭団体の代表の職を兼ねている場合には、任期等を考慮して、各団体において改善の時期を決定する。

外郭団体の自立的な経営を促進するため、市からの職員の派遣を順次削減し、それぞれの団体における計画的な人材育成を指導する。

(4) 外郭団体の情報公開

外郭団体は、市が出資し、又は市の業務と密接な関係を有しているため、市は、市民への説明責任を果たすため、市の情報に加えて外郭団体の経営内容等も合わせて開示する。

開示の方法は、市のホームページにリンクを張って、外郭団体の情報が閲覧できるようにする。

(注1) 長野市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条

(注2) 公募によらない指定管理者選定に関する指針(抄)(平成18年4月1日)

2 (2) 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合

(3) 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合

外郭団体見直しに関する工程表

年 月	長 野 市		外郭団体
	行革局・庁議等	所管部局	
H18.4月	外郭団体の課題等整理	調査表照会	調査表照会
5月	「外郭団体見直し指針(基本的事項)」政策会議・協議		
6月	部長会議・決定、公表	事務事業評価	「外郭団体見直し指針(基本的事項)」提示
7月	市の定員管理と外郭団体への市職員派遣との調整	(外郭団体への財政支出の必要性、妥当性等)	
8月	事務事業評価(3次評価)		
9月			
10月	「外郭団体見直し指針(各団体個別事項)」政策会議・協議		
11月	部長会議・決定 (重点見直し団体を選定)		「外郭団体見直し指針(各団体個別事項)」提示
12月			中・長期的な経営方針検討 (重点見直し団体)
H19.1月		支援	
2月			
3月	提出 ←		中間取りまとめ
4月	外郭団体見直し(案)及び外郭団体経営方針(案)公表		
5月		個別の団体ごとの「改革実施プラン」作成	中・長期的な経営計画作成 (重点見直し団体)
6月			
7月			
8月	「外郭団体改革実施プラン」政策会議・協議	取りまとめ	取りまとめ
9月	部長会議・決定、公表		
10月			
11月		新年度予算編成	
12月		可能なものから予算へ反映	
H20.1月			
2月			
3月	改革実施プランを行革・実施計画へ掲載し、進行管理		